

# 産業サポートネットやすぎ 国際規格認証取得支援補助金交付要綱

産業サポートネットやすぎ  
平成27年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、安来市内の中小企業者等が国際規格等の認証を取得する経費を助成し、中小企業等の販路拡大と経営基盤強化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 組合等 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

イ 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

ウ 一般財団法人又は一般社団法人

エ 共同出資会社（会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく株式会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の規定に基づく特例有限会社、旧合名会社等及び新合名会社等で、3分の2以上を中小企業者が出資し、かつ、構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするものをいう。）

オ その他法律に基づき設立された組合又は連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者であるもの

(2) 任意グループ 構成員のうち2分の1以上が中小企業者で、構成員たる中小企業者の利益となる事業を目的とするものをいう。

(3) 農業従事者グループ 規約をもって組織された農業生産組織及び農産物加工組織をいう。

(4) 財団助成型事業 公益財団法人しまね産業振興財団が、製造業者・情報サービス業者に対して、当該財団が制定した国際規格認証取得促進助成金交付要綱に基づき助成する事業をいう。

(5) 国際規格 ISOシリーズのことをいう。

(6) セクター規格 別表1に定める規格のことをいう。

## (補助金の交付)

第3条 産業サポートネットやすぎ（以下「SSY」という。）は、毎年度予算の範囲内で、国際規格認証取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

## (補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 安来市内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、組合等又は任意グループ

(2) 安来市内において農業を営む農業従事者グループ

(3) その他SSYが認める団体

2 「財団助成型事業」の補助金交付対象者は、前項の規定にかかわらず、安来市内に事

業所を有する企業又は組合で、財団助成事業による助成を受けたものとする。

3 前項及び前々項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としないものとする。

- (1) 申請時において、市税の滞納をしている者
- (2) 法令違反等により、何らかの拘束を受けている者
- (3) 不渡り処分等により、金融機関との取引が停止中の者
- (4) この要綱に定める事項を遵守できない者

(補助対象等)

第5条 補助金交付の対象となる事業区分、補助事業の内容、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表2に定めるとおりとする。

(指定申請)

第6条 「直接支援型事業」の交付を受けようとする者は、事業の開始前に国際規格認証取得支援補助金(直接支援型事業)指定申請書(様式第1号)に次に掲げる資料を添えて、SSYに提出し指定を受けなければならない。

- (1) 国際規格認証取得計画書(様式第2号)
- (2) 市税等に滞納のないことを示す書類
- (3) その他SSYが必要と認める書類

2 前項の規定により申請した内容について、次の各号のいずれかに該当し、変更しようとするときは、速やかに国際規格認証取得支援補助金(直接支援型事業)指定変更申請書(様式第3号)をSSYに提出しなければならない。

- (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更するとき。(変更後の計画の内容が当初の目的又は効果を変更しない軽微な変更である場合を除く。)
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(指定通知等)

第7条 SSYは、前条第1項又は第2項の書類を受理したときは、これを審査し、その目的及び金額等が適正であると認めたときは、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める通知書により当該申請した者に通知するものとする。

- (1) 前条第1項の規定に基づく指定申請 国際規格認証取得支援補助金(直接支援型事業)指定通知書(様式第4号)
- (2) 前条第2項の規定に基づく指定変更申請 国際規格認証取得支援補助金(直接支援型事業)指定変更通知書(様式第5号)

2 前項の決定を行うに当たっては、SSYは、事業の適正な遂行に必要なことがあると認める場合は、計画の変更及びその他の条件を付することができる。

(交付申請)

第8条 前条第1項の規定により指定を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、国際規格認証取得支援補助金(直接支援型事業)交付申請書(様式第6号)にSSYが必要と認める書類を添えて、SSYに提出しなければならない。

2 「財団助成型事業」の申請者は、国際規格認証取得支援補助金(財団助成型事業)交付申請書(様式第7号)に次に掲げる資料を添えて、SSYに提出しなければならない。

- (1) しまね産業振興財団助成事業による助成金交付確定通知の写し
- (2) しまね産業振興財団助成事業の申請書の写し
- (3) しまね産業振興財団助成事業の実績報告書の写し
- (4) 市税等に滞納のないことを示す書類

(5) その他SSYが必要と認める書類

(交付決定)

第9条 SSYは、前条第1項に規定する申請について、補助金の交付決定をしたときは、国際規格認証取得支援補助金（直接支援型事業）交付決定及び確定通知書（様式第8号）により当該申請した者に通知するものとする。

2 SSYは、前条第2項の規定による補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査の上、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、国際規格認証取得支援補助金（財団助成型事業）交付決定及び確定通知書（様式第9号）により当該申請した者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定を受けた事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、国際規格認証取得支援補助金請求書（様式第10号）をSSYに提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、SSYが別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 セクター規格

医療機器品質マネジメントシステム (ISO13485) ITサービス品質マネジメントシステム (ISO20000) 食品安全マネジメントシステム (ISO22000) 食品安全マネジメントシステム (FSSC22000) 学習サービス品質マネジメントサービス (ISO29990) 自動車産業品質マネジメントシステム (ISO/TS16949) 航空宇宙品質マネジメントシステム (JISQ9100) 電気通信産業品質マネジメントシステム (TL9000)
---

上記に該当しない規格について申請があった場合は、個別協議のうえ決定する。

別表2 (第5条関係)

事業区分	補助事業の内容	補助対象経費	補助率及び限度額
直接支援型事業	国際規格、セクター規格の認証取得に関する事業	(1) 専門家へ支払経費 ア 計画策定からマネジメントシステム構築・試行・運用までのコンサルタント経費 イ 内部監査員養成等研修経費 ウ 申込料等審査登録機関への代行経費 (2) 審査登録機関へ支払う経費 ア 申込料 イ 文書審査経費 ウ 予備審査経費 エ 本審査経費 オ 登録料 (3) その他事業の実施に必要なと認められる経費	補助対象経費合計額の2分の1以内(1,000円未満切捨)、限度額30万円
財団助成型事業	しまね産業振興財団の国際規格認証取得促進助成金交付要綱により助成を受けた事業	しまね産業振興財団の国際規格認証取得促進助成金交付要綱に掲げる経費	しまね産業振興財団の助成金交付確定額の3分の1以内(1,000円未満切捨)、限度額30万円